

17-7

総学庶第253号
平成12年6月15日

内閣総理大臣

森 喜 朗 殿

日本学術会議会長

吉 川 弘 之

日本学術会議における男女共同参画の推進について（声明）

標記について、日本学術会議第132回総会において別添のとおり決定しましたので、送付いたします。

声 明

日本学術会議における男女共同参画の推進について

平成12年6月8日
第132回総会

日本学術会議

「日本学術会議における男女共同参画の推進について」（声明）

日本学術会議は、日本の学術体制における男女共同参画の実現に向けて、以下のとおり声明する。

記

- 1) 日本学術会議の自己改革に関する重点項目の一つとして、女性会員比率を今後10年間で10%まで高めるという目標値を設定する。
- 2) 学術研究団体登録手続きの様式を改訂し、代表者の性別、及び会員・役員・会誌編集委員・論文審査委員等の総数並びに男女別数を会員推薦依頼時に公表する。
- 3) 会員推薦に関する学協会等への会長要請文書等に対して、どのような対応がなされたのかを調査し、公表する。
- 4) 研究連絡委員会の女性委員比率を高めるよう、さらに努力する。

「日本学術会議における男女共同参画の推進について（声明）」
について（説明）

国連の「国際婦人年」（1975）以降、日本学術会議では、女性科学研究者に関する論議が高まり、第10期（1977年5月、第72回総会）に「婦人研究者の地位の改善についての要望」を採択して政府に提出しました。第12期には女性として初めての会員（第4部・猿橋勝子会員）が誕生し、関連の委員会等を中心に実態調査やシンポジウム開催等の活動が行われました。これらを踏まえて、第97回総会（1985年6月）で「婦人研究者の地位の改善に資するための総合的調査機関の設置についての要望」が提出・採択されました。

さらに、第15期には第2常置委員会が中心となり、わが国の女性研究者の現状と問題点についての検討が重ねられ、第118回総会（1994年5月26日）において「女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言（声明）」が採択されました。この提言は、9項目をあげて改善すべき問題点を指摘しています。また、1995年には日本学術会議の第16期女性会員（1名）と前女性会員（5名）および第16期研究連絡委員会に所属する女性委員を中心として、わが国で初めての女性科学研究者のネットワーク「女性科学研究者の環境改善に関する懇談会」（JAICOWS）が組織されました。

これらの活動については、「学術の動向」1996年10月の特集「女性科学研究者」に記事が出ています。第15期に出された提言は、「単に女性研究者の要求としてだけではなく、男性研究者も含めて我々科学研究者全体の責務として、女性科学研究者の環境改善のため」の理念を述べ、問題点を提起したものでした。この問題は第16期においても引き続き検討されましたが、以後日本学術会議が行った具体的措置は、会員や研連委員の女性比率を高めるための登録学術研究団体への呼びかけに限られていました。第17期に「女性科学者の環境改善の推進特別委員会」が新たに設置されたことには、このような背景があります。

第127回総会（1997年10月22日）で承認された活動計画（申し合わせ）によれば、女性科学者の環境改善の推進特別委員会の使命は、第15期に出された声明を踏まえて、女性科学者の活躍を阻んでいる研究環境等の面での要因を抽出・解析して、男女の別なく科学者としての能力を最大限に発揮できる環境を整えるための実行方策を検討することです。1998年度には、全世界の主要なアカデミー等98機関を対象としてアンケート調査を実施したところ、40を超える機関より回答または資料の送付を得ることができました。その結果は、報告書「学術における男女共同参画の状況に関する調査」（1999年3月）にまとめられています。

一方、1999年6月には、国の懸案であった「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」）が施行されました。これによれば、国の最重点課題として、社会のあらゆる分野でより多数の女性の参画を実現するため、可能な限りの積極的改善措置(Positive Action)をとるべきことなどが定められています。日本学術会議では、上述のとおり第15期以降の努力によって、研連委員総数(2370)中の女性委員比率は第15期の33人(1.4%)から第16期の84人(3.5%)、第17期の111人(4.7%)と増加しました。しかし、会員に関しては、第15期に4名であった女性会員の数は、第16期にはわずか1名(0.5%)、第17期には2名(1.0%)ときわめて少ない状態が続いています。

ちなみに、最近のNature誌(Vol.402:337頁,1999)に掲載された資料によれば、世界の国立アカデミーにおける女性会員の比率は、G7ではアメリカ(6.2%)、カナダ(5.3%)、ドイツ(4.0%)、フランス(3.6%)、UK(3.6%)、

イタリー (2.6%) で、その他トルコ (14.6%)、アイスランド (12.3%)、ノルウェー (11.1%)、フィンランド (8.0%)、ニュージーランド (7.3%) などとなっております。これらと比べ、1パーセントという日本学術会議の女性会員比率はあまりにも低いと言わざるを得ません。ちなみに、わが国の国公私立大学教員中の女性比率は、近年確実に増加しています。1998年度の文部省の「学校基本調査」によれば、過去8年間で教授に関しては5.0%から7.0%に、助教授に関しては8.0%から11.9%と増加しており、この傾向を勘案すれば2008年には女性の教授が14.0%、助教授が27.0%になると推定されます。民間の研究機関でも女性研究者は増加の傾向にあるといわれます。

このような現状を見ると、わが国の政府・研究機関等に対して環境改善について提言する立場にある日本学術会議としては、われわれ自身の組織の内部で女性会員比率を高めることが必要でありましょう。そのためには、上記「基本法」に沿って、積極的改善措置をとることが急務であると判断されます。このことは、第131回総会(1999年10月27日)で採択された「日本学術会議の自己改革について(声明)」にも記されているとおりです。また、同総会の席上、具体的な措置を提案するよう期待する旨の意見が多くの会員から出されました。

前述のJAICOWSからも、日本学術会議会長宛に「男女共同参画社会基本法第8条にのっとり、2010年に向けて日本学術会議における女性会員比率に関し具体的な目標値を設定」することなどを内容とする要望書が寄せられました。1999年12月17日には、日本学術会議公開講演会「男女共同参画社会における日本の学術」が開催され、女性科学者の環境改善の推進特別委員会の委員による第1部-第7部の分野ごとに現状の問題点を検討するシンポジウム、ならびに2名の著名な女性科学者による講演が行われました(その内容は「学術の動向」2000年6月号に特集として掲載)。

このような状況のもとで女性科学者の環境改善の推進特別委員会での綿密な検討を経て、「要望」および「声明」を総会において採択するに至りました。なお、「要望」は女性科学者の環境改善に関して政府・大学等に対して行うもの、また「声明」は日本学術会議の女性会員比率を高めるための内部努力に関するものです。

日本学術会議では、昨年9月14日および12月1日付けの会長名の文書で、登録学術研究団体代表者に宛て、第18期の会員推薦にあたっての女性候補者の推薦についての依頼を行ったところです。女性科学者の環境改善の推進特別委員会で、この依頼が各学術研究団体によってどのように受け取られたかを知るため、本年3月にアンケート調査を実施したところ、ほぼ50%の高い回答率で調査票が回収され、現在集計を進めているところです。登録学術研究団体から1ないし数名のみが会員として推薦される現行の方法では、女性会員が選出される機会が少ないことはしばしば指摘されてきています。しかし、第17期中の限られた期間内には、会員推薦方法の改定等の大きな変更を提言するには至りませんでした。この問題は、第18期以降に検討されるものと期待しますが、将来の論議に影響を与えうる指針としての具体的な「目標値」の設定を含む声明を公表することは本会議の使命に沿うものと考えます。